

「第3次島根県男女共同参画計画」(素案)
市町村からの意見について

1. 意見募集期間 平成27年12月24日～平成28年1月25日

2. 意見の数 27件

<内訳>

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成	5件
基本目標Ⅱ	ワーク・ライフ・バランスの推進	3件
基本目標Ⅲ	男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現	13件
基本目標Ⅳ	個人の尊厳の確立	6件

3. 意見要旨及び意見に対する考え方(回答案)について

別添のとおり

第3次島根県男女共同参画計画策定にあたっての市町村意見整理表

基本目標ごとの意見

基本目標	意見要旨	意見に対する考え方(回答案作成)
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成		
1	学校で学んだことが、家庭や地域で浸透しにくい現状があるため、学校教育と社会教育とが連携、協働した取り組みがあることよ。	個々の取り組みにおいて、学校教育と社会教育が関わり合い、学校・家庭・地域が連携・協働して実施することとしています。
2	学校教育において、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女が協力して家庭生活を営む力、意識を育むことに併せ、保護者と連携した取り組みを行うことで、親の気づきを促すことにもなるのではないかと。	学校教育の中での保護者も含めた取り組みとしては、公開授業で男女共同参画をテーマとして取り上げている学校の例があり、親の気づきにもつながるこうした取り組みを広げていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
3	「重点目標2 施策の方向性1 ⑦」の取組みについては、なぜ私立学校に限定した表現となっているのか。(計画16ページ参照)	ここでは、私立学校における教育を支援する総務部総務課の施策について掲載しております。ご指摘の取組みの表現を以下のように改めます。 〔修正案〕「私立学校において行われる、子どもの人権に配慮し、男女共同参画の視点に立った教育、指導が充実するよう支援します。」
4	PTA合同研修会などを通じた働きかけには、小中学校所管課の協力が必要があることから、小中学校所管課も担当課に加えるべきではないか。(計画17ページ参照)	小・中学校に限らず、幼稚園、高等学校、特別支援学校などすべてのPTAに関わることであり、社会教育課以外の課名の記載がなくても関係課は必要な協力を行っていきます。
⑤	地域において住民の学習活動を支援している人たちへの情報提供に努めるためとありますが、それらの人たちは各専門分野の講師であり、男女共同参画を推進するための講師ではない。学習活動を支援している人たちに限定するのではなく、広く地域住民への啓発が必要ではないか。(計画17ページ参照)	地域での学習活動支援の場(公民館等)を通じて、広く地域住民への啓発につなげることを目指して情報等の収集・提供を図っています。ご指摘の取組みの表現を以下のとおり改めます。 〔修正案〕「地域における住民の学習活動に活かせるよう、男女共同参画に関する資料や情報の収集及び提供に努めます。」
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進		
6	「重点目標4 ⑧」の取組みの冒頭部「保護者が労働等により昼間家庭にいない児童」について、児童の定義を明確にするため、「労働等により保護者が昼間いない家庭における児童」などの表現に改めてはどうか。(計画19ページ参照)	ご指摘の表現は児童福祉法第6条の3に規定された「放課後健全育成事業」の定義と同様の表現であり、特に不明確なものではないと考えます。
⑦	子育て環境の整備充実に関わる取組みとして、「放課後子ども教室」での対応にも触れるべきではないか。	いただいたご意見を参考に、計画中の取組みに以下の文言を追加します。 〔修正案〕「保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、市町村と連携して放課後児童クラブの施設整備を強化するとともに、児童館などを利用して遊びや生活の場の提供に努めます。また、放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室のプログラムにも参加できるように、連携を図ります。(青少年家庭課・社会教育課)」 (計画19ページ参照)
⑧	「重点目標4 ⑩」の取組みにおける「母子家庭」、「父子家庭」という表現は、「ひとり親家庭」に改めた方がよいのではないかと。(計画20ページ参照)	いただいたご意見を参考に、「母子家庭」、「父子家庭」という表現を「ひとり親家庭」に改めます。 〔修正案〕「ひとり親家庭の母等に対して、個々の状況・ニーズに応じた就業支援等を推進します。また、ひとり親家庭に対する相談体制を充実します。」

基本目標	意見要旨	意見に対する考え方(回答案作成)
基本目標Ⅲ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現		
9	PTA役員、学校運営協議会等、学校に関連する団体等への女性の参画が進むよう働きかけを行ってほしいか。	県内4つのPTA連合会(県幼稚園PTA連合会、県PTA連合会、県高等学校PTA連合会、県特別支援PTA連合会)の合同会議である島根県幼・小中・高・特別支援PTA連絡協議会において、女性のPTA活動への参画状況や参画に向けた取り組みについて情報交換・協議をすることを考えています。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
⑩	「重点目標6 ⑤」の取組みにおける「子育て中の女性でも」という表現は、「子育て中の女性が」に改めた方がよいのではないか。(計画22ページ参照)	この表現の趣旨は、幅広い方を対象に、様々なところに混在している就職活動情報を集約し、発信するというもので、子育て中の女性に限定したものではありません。ご指摘のとおり、表現が誤解を与えかねないものであると考えられますので、以下のとおり改めます。 [修正案]「様々な就職情報を集約し簡単にアクセスできる就職情報サイトを設置し、就職活動を支援します。」
11	「重点目標6 ⑨」の取組みにおける「女性医師」という表現は、「女性の医師」に改めた方がよいのではないか。(計画23ページ参照)	取組みの対象を特定するための表現であり、国の第4次男女共同参画基本計画でも同様の表現が使われ、特に不適切なものではないと考えます。
⑫	「農山漁村に根強い固定的な性別役割分担意識」とあるが、それは確かなことなのか。(計画23ページ参照)	農林水産業において女性には大きな役割を担っているにも関わらず、農業委員などに占める女性の割合が依然として低い状況であることから、農山漁村においても固定的な性別役割分担意識が残っていると認識しております。しかし、ご指摘の表現は、特に農山漁村において固定的な性別役割分担意識が強く残っているという印象を与えかねないものことから、以下のとおり改めます。 [修正案]「農山漁村における固定的な性別役割分担意識の改善に向けた意識啓発に努めるとともに、～(以下省略)」
13	農業経営においては、男女が共同経営者としてそれぞれの役割を明確にすることが重要であるため、家族経営協定締結の促進は有効である。よりよい協定とするための啓発、指導体制が必要である。(計画23ページ参照)	平成26年度末までに191協定が締結されており、今後とも、県の農業普及部、市町村、市町村農業委員会、農業協同組合等で構成する地域農業再生協議会(担い手部会)の活動の中で、家族経営協定の啓発、指導に努めてまいります。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
14	作業用機械等の進歩により、体力に頼らない作業体系の構築が可能な部分もあることから、先進機械、技術等の周知や、講習機会を増やしていくことで、女性の技術者の育成につながると考える。	新しく開発された機械や技術については、広報媒体による情報提供や研修会の開催などにより周知に努めているところであり、今後とも引き続き、様々な方法で周知徹底を図り、女性の農林水産業への参画に努めてまいります。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
15	集落営農組織の組織力強化と経営安定に女性の参画は不可欠である。特に加工事業に女性の力が発揮できるよう、研修会、講習会等の開催が必要である。農産物加工エマイスター制度などの仕組みが広がりを加速させると考える。	県の農業普及部では、市町村や農業協同組合と連携して、主に女性を対象とした農産物加工研修会や特産品の加工品開発などに取り組んでいます。今後とも女性の力による加工などの6次産業化に向けた支援を進めてまいります。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

基本目標	意見要旨	意見に対する考え方(回答案作成)
16	地域防災の核となる消防団の育成強化と、自主防災組織など地域コミュニティの防災体制の強化を図るため、女性消防団員活動の積極的支援と、防災リーダーへの女性の参画促進に係る普及啓発を行って欲しい。	住民への防災意識の啓発や避難先での住民ケアなど、防災分野での女性消防団員の活躍を促進するため、市町村及び(公財)島根県消防協会と連携を図りながら、各種研修や教育訓練活動への支援、女性分団の設置等の働きかけを進めたいと考えます。 また、引き継ぎ、自主防災組織リーダー研修会等で、男女共同参画の推進に努めるとともに、女性リーダーの研修会等への参加を促していきます。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
⑰	「重点目標7 施策の方向性4 ①」の取組みにおける「災害発生時には、」という表現を「災害発生時に備え、」に改め、体制の整備を確実に進めて欲しい。(計画25ページ参照)	いただいたご意見を参考に、「災害発生時には、」を「災害発生時に備え、」に改めます。 引き続き、男女の違いに配慮した防災対策(避難所における女性への配慮等)について、体制の整備を進めるよう、普及啓発に努めます。 [修正案]「災害発生時に備え、」女性相談窓口の設置や、育児支援、心のケアなどの女性を支援する体制の整備を進めます。」
⑱	だれもが安心して暮らせる環境づくりのため、貧困に陥りやすい母子家庭や低年金・無年金のひとり暮らしの高齢女性などのための取組みが必要ではないか。	ご指摘のとおり、男女共同参画推進の観点からも、安定した就労や生活が困難なひとり親家庭をはじめとし、生活に困窮する人々への支援は重要だと考えます。関連する取組みを計画に盛り込みます。 [計画本文に追加] <u>＜ひとり親家庭・生活困窮者＞</u> <u>「ひとり親家庭の経済的な自立と生活の安定を図るため、親への就労支援や経済的な支援を行うとともに、子どもへの学習支援を推進し、貧困の連鎖防止につながる取組みを実施します。(青少年家庭課)」</u> <u>「生活に困窮するすべての人に対し、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等によって、包括的かつ継続的な支援が行われ、就労による自立や早期の生活再建を図られるよう、県内の体制の充実に努めます。(地域福祉課)」</u> (計画26ページ参照)
19	男女共同参画意識は高まりつつあるが、依然、介護などの負担が女性に偏っている。男性の働き方の見直しに関する意識啓発を進め、介護等に関わる男女の役割分担の是正を働きかけ、男女が介護等に主体的に関わることでできる環境の整備を進めて欲しい。	家庭生活における家事、育児、介護について、依然として妻が担うケースが多く、男性は仕事優先の生活である傾向が強いことから、家庭・地域・職場など、あらゆる分野に男女とも主体的に関わることができ、調和のとれた生活ができるような環境の整備に努めるとともに、性別だけを理由とした固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発に取り組みます。
20	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されることから、障がい者への差別や虐待を解消するための啓発活動の充実に盛り込んで欲しい。	この計画においては、障がいのある方に関する具体的な取組みとして、施設入所や病院へ入院しておられる方の地域生活への移行の促進を掲げております。 ご意見をいただいた障がいのある方への差別解消等の取組みについては、現在策定中の「島根総合発展計画 第3次実施計画」などの参考とさせていただきます。 ご意見をいただいた障がいのある方への差別解消等の取組みについては、現在策定中の「島根総合発展計画 第3次実施計画」などの参考とさせていただきます。
21	「重点目標7 施策の方向性5 ⑦及び⑧」の取組みに関して、ボランティア団体の設置数や周知・啓発に係る具体的な数値目標を掲げてはどうか。(計画26ページ参照)	数値目標については、それぞれの基本目標ごとに、男女共同参画を推進していく上で特に重要と考えられる項目に絞り、設定しております(本文13ページ参照、全17項目)。 なお、「島根県国土強靱化計画」において、外国人向けボランティア登録者数及び外国人住民にイベント情報、災害情報等を発信する多言語携帯メールマガジン登録者数の目標数値を掲げています。 ボランティア登録者数:660人(H31目標)、多言語メールマガジン登録者数:300人(H31目標)

基本目標	意見要旨	意見に対する考え方(回答案作成)
基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立		
22	DV等加害者に対しての指導、警告は欠かせないが、予防の意味も含め、男性が利用しやすい相談体制の充実が必要ではないか。	DVの加害者相談については、現在その手法について国が検討しており、実効性のある方策は確立されていません。県としては、国の動向を見守りつつ、状況に応じた加害者相談のあり方について検討していくつもりです。加害者を含め誰でも相談できる窓口として人権に関する相談窓口の周知を図ります。また、DV被害者相談については、男性がためらわず相談できるように既存の配偶者暴力相談支援センターの周知を行います。なお、男性が利用しやすい相談体制のあり方については、他県の状況等を参考にしたいと考えます。
23	子どもがいる夫婦間のDVは児童虐待につながる危険性が高いため、子育て支援等の関連部署との連携が必要である。	DV家庭で育つことは子どもにとって心理的虐待にあたることから、児童虐待の観点から啓発を行います。また、DV被害者の抱える諸問題を解決するためには、関係機関との連携が不可欠であることから、児童相談所や市町村等との連携強化に努めます。
24	「しほね性暴力被害者支援センターさひめ」との連携を図っているのならば、その旨を表記するべきではないか。(計画30ページ参照)	関係機関の一つとして、より良い連携のあり方について話し合いながら、必要に応じた連携を図れるように努めます。
25	売買春事犯に関して、弱い立場の子どもや女性などが搾取されることがないよう、未然防止に向けた啓発活動に力を注いで欲しい。	現在、県内の全ての小・中・高等学校において、犯罪被害防止教室を開催し、子どもも自主防犯意識の向上に取り組んでいます。また、女性に対する性犯罪被害に関する注意喚起と啓発活動を推進しています。特に、インターネット上における不適切な書き込みや誘引した性的犯罪から守るための啓発活動については、関係機関・団体等と連携・協働して未然防止対策を推進していきます。なお、売春防止法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反及び県青少年健全育成条例違反等の取り組みを推進していきます。
26	保健所における女性の相談対応について、相談窓口の周知に係る内容を追記してはどうか。(計画32ページ参照)	現在、保健所の相談窓口は、各保健所のホームページで周知しています。また、保健所を含めた医療機関や助産所など、女性のからだの悩み相談窓口については、リーフレットを作成し、県内のドラッグストア等にも配置しています。なお、いただいたご意見を参考に、ご指摘の取組みの一部を以下のように改めます。 [修正案]「保健所において、思春期から更年期における女性の各期の悩みに対して相談に応じるとともに、こうした相談窓口の周知に努めます。」
27	壮年期男性の自死予防のためにも、職場以外での相談しやすい体制の整備が望まれる。	この計画においては、壮年期男性の自死や生活習慣病の予防に向けて取り組むこととしております。なお、自死予防のための相談体制の充実については、「島根県自死対策総合計画」を策定し取り組んでおります。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。